亀山市告示第68号

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のよう に定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱(平成21年亀山市告示第35号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後					改正前		
別表(第6条関係)				別	別表(第6条関係)		
	区分		額		区分	額	
	1回目	24,	070円		1回目	24,020円	
	2回目から5回目まで、	<u>5,</u>	110円		2回目から5回目まで、	5,060円	
	7回目、9回目、10回				7回目、9回目、10回		
	目及び12回目から14				目及び12回目から14		
	回目まで				回目まで		
	6回目	<u>17,</u>	170円		6回目	17, 120円	
	8回目	<u>7,</u>	640円		8回目	7,590円	
	11回目	13,	050円		11回目	13,000円	

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の亀山市妊婦一般健康診査県外受診 費助成金交付要綱の規定による妊婦一般健康診査県外受診票(未受診の妊婦一般健康 診査が含まれるものに限る。)を有し、かつ、県外の医療機関等において妊婦一般健 康診査を受診した者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。